

(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。以下同じ。）第54条の規定に基づき、教職員の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に定める教職員をいう。
- (2) 教員 就業規則第2条第2項に定める教員をいう。
- (3) 職員 就業規則第2条第3項に定める職員をいう。
- (4) 本法人 公立大学法人大阪をいう。
- (5) 他法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）、本法人以外の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）その他法律の規定により設立される法人をいう。
- (6) 他法人等 国、地方公共団体及び他法人をいう。
- (7) 他大学等 国大法に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人、地方公共団体並びに地独法に規定する公立大学法人の設置する大学及び大学共同利用機関をいう。
- (8) 他大学等の教員等 他大学等の教授、准教授（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条に定める助教授を含む。）、講師、助教又は助手をいう。
- (9) 退職等 就業規則第26条の規定により退職すること及び就業規則第31条の規定により解雇されることをいう。ただし、地方公共団体から派遣された者が復帰するため退職する場合、及び、国又は他法人の役職員であってその身分を有したまま出向してきた者が復職するために退職する場合を除くものとする。
- (10) 給料月額 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第4条各号に掲げる給料表に定める給料の月額をいう。休職、停職、育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業、懲戒減給その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合については、これらの事由がないと仮定した場合にその者が受けるべきものとする。
- (11) 基本年俸 (旧) 公立大学法人大阪市立大学管理職員等給与規程（以下「旧管理職員等給与規程」という。）第10条の規定による基本年俸をいう。
- (12) 業務上 本法人における業務、並びに就業規則第17条の規定による在籍出向から復職した者について当該出向の間の出向先法人の役職員としての業務に係るものをいう。
- (13) 通勤上 本法人への通勤、並びに就業規則第17条の規定による在籍出向から復職した者について当該出向の間の出向先法人への通勤に係るものをいう。
- (14) 休職 就業規則第21条第1項第1号、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就

業規則（以下「旧就業規則」第 19 条第 1 項第 2 号から第 7 号、大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則（以下「病院就業規則」という。）第 19 条第 1 項第 1 号及び（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則（以下「旧病院就業規則」という。）第 19 条第 2 号から第 7 号の規定による休職をいう。

- (15) 研究休職 休職のうち旧就業規則第 19 条第 1 項第 3 号及び旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 3 号に該当するものをいう。
- (16) 出向休職 休職のうち旧就業規則第 19 条第 1 項第 5 号及び旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 5 号に該当するものをいう。
- (17) 専従休職 休職のうち旧就業規則第 19 条第 1 項第 6 号及び旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 6 号に該当するものをいう。
- (18) 停職 就業規則第 53 条第 3 号及び病院就業規則第 50 条第 3 号の規定による停職をいう。
- (19) 育児休業 （旧）公立大学法人大阪市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「旧育児介護休業規程」という。）及び（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「旧病院育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業
- (20) 育児短時間勤務 旧育児介護休業規程及び旧病院育児介護休業規程に規定する育児短時間勤務
- (21) 自己啓発等休業 （旧）公立大学法人大阪市立大学教職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「旧自己啓発等休業規程」という。）及び（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「旧病院自己啓発等休業規程」という。）に規定する自己啓発等休業
- (22) 長期欠勤等 第 14 号から第 21 号までに定めるもののほか、引き続いて 6 月以上勤務しなかった期間であり、次に掲げるものを除くもの。
 - ア 公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）、（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「旧勤務時間等規程」という。）、大阪市立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「病院勤務時間等規程」という。）及び（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程に規定する休暇（以下「旧病院等規程」という。）を付与された期間
 - イ 業務傷病休業及び通勤傷病休業の期間
 - ウ 就業規則第 63 条第 1 項及び病院就業規則第 60 条第 1 項の規定により勤務を停止された期間

第 2 章 退職手当の決定方法

（退職手当の額）

第 2 条の 2 退職等となった者に対する退職手当の額は、次条から第 5 条の 2 の 3 の規定により計算した退職手当の基本額に、第 5 条の 3 から第 5 条の 5 までの規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第3条 第4条から第5条までの規定に該当する場合を除くほか、退職等となった者に対する退職手当の基本額は、退職手当基礎額に、その者の勤続期間に応じて別表第1（教員については、別表第2とする。）に定める支給率を乗じて得た額とする。

（業務外の傷病による退職の場合の退職手当の基本額）

第4条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる者の退職手当の基本額は、退職手当基礎額に、その者の勤続期間に応じて別表第3（教員については、別表第4とする。）に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 業務外の傷病によりその職務に堪えないで退職等となった者
- (2) 理事長がこれに準ずると認める事由により退職した者

2 前項第1号の傷病による退職の認定は、産業医の意見を聞き、本人の退職前の勤務状況その他の事情を考慮して行うものとする。

（定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条の2 次条の規定に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職手当基礎額に、その者の勤続期間に応じて別表第5に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 就業規則第26条第2号の規定により退職した者 「定年退職」
- (2) 就業規則第28条に定める定年（以下「定年」という。）に達する日の属する年度の末日前に退職した教職員（次号に該当する者を除く。）で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存していたとした場合の年齢。以下「退職年度末年齢」という。）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者 「早期退職」
- (3) 業務外の死亡により退職した者 「業務外死亡」
- (4) 本法人の役員となるために退職した者（第1号及び第2号に該当する者を除く。） 「役員就任」

（整理解雇による退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職手当基礎額に、その者の勤続期間及び各号に掲げる退職事由に応じて別表第6に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 就業規則第26条第3号の規定により退職した者 「任期满了」
- (2) 就業規則第31条第7号の規定により解雇された者 「整理解雇」
- (3) 業務上の傷病又は死亡により退職した者 「業務上傷病・死亡」

2 前項第3号の業務上の傷病又は死亡による退職の認定については、地方公務員災害補償法（昭和43年法律第121号）の規定により教職員の業務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。

（退職手当基礎額）

第5条の2 第3条から前条までの退職手当基礎額は、次の各号に定める教職員の区分に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧管理職員等給与規程の適用を受ける者 退職時における基本年俸の額をもとに次の算式により得られる額（1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。）

(「基本年俸の額」－「理事長が定める手当に相当する額」) × 「算定率」

(2) 旧給与規程の適用を受ける者 退職時における給料月額

(3) (旧) 公立大学法人大阪市立大学年俸制教員給与規程(以下「旧年俸制教員給与規程」という。)の適用を受ける者 退職時における同規程によるその者の職務の級及び号給を基礎として、旧給与規程別表第3に定める教育職給料表を適用するものとした場合に得られる給料月額

2 前項第1号の「算定率」は、次の算式により得られる額(小数第6位以下の端数が生じる場合は小数第6位を四捨五入する。)とする。

1

12月 × (1 + 「旧給与規程第19条の規定による地域手当の割合」)

3 第1項第1号の退職時における基本年俸の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 年度の末日に退職した者 退職日の属する年度の基本年俸の額に、翌日に在職していた場合に得られる年俸の改定の額の範囲内で理事長が定める額を加算して得られる額

(2) 年度の途中で退職した者 退職日の属する年度の基本年俸の額

(退職手当基礎額の減額に伴う退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料の月額、基本年俸及び旧年俸制教員給与規程第3条に定める基本年俸(以下「給料の月額等」という。)の減額改定(給与に関する規程又は規定の制定又は改廃により改定がなされた場合において、当該改定により当該改定前に受けていた給料の月額等が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料の月額等の減額がされたことがある場合において、減額日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の同日における給料の月額等をもとに前条の規定を準用して得られる額のうち最も多いもの(以下「特定減額前退職手当基礎額」という。)が、退職手当基礎額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前退職手当基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前退職手当基礎額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職手当基礎額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職手当基礎額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前退職手当基礎額に対する割合

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職等(この規程により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)となった日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。ただし、当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合又は当該期間中に他法人等の役職員としての退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職等となった日以前の期間、並びに、当該期間中に第9条第4項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り

捨てられた場合又は第 18 条若しくは第 19 条第 1 項の規定により退職手当の全部が支給されないこととなった場合における当該退職等となった日以前の期間（これらの退職の日に教職員又は他法人等の役職員となったときは当該退職の日前の期間）は、基礎在職期間に含まないものとする。

- (1) 教職員及び病院就業規則第 2 条に定める職員（以下「病院職員」という。）としての引き続いた在職期間
- (2) 第 11 条の規定により教職員としての引き続いた在職期間とみなされた期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第 5 条の 2 の 3 次の各号に掲げる要件のすべてを満たす教職員に対する第 4 条の 2、第 5 条及び前条第 1 項の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- (1) 第 4 条の 2 第 2 号（早期退職）若しくは同条第 3 号（業務外死亡）、又は第 5 条第 1 項第 3 号（業務上傷病又は死亡）のいずれかの条件で退職等となったこと
- (2) 就業規則第 4 条第 2 項及び病院就業規則第 4 条第 2 項に基づき任期を付して雇用された者でないこと
- (3) 定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職年度末年齢が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から 10 年を減じた年齢以上であること
- (4) 第 4 条の 2 第 2 号の条件で退職等となった者については、その退職の日が 3 月 31 日又は 9 月 30 日であり、かつ、理事長が定める日までに所定の退職願を提出したこと

第 4 条の 2 及び第 5 条	退職手当基礎額	退職手当基礎額及び退職手当基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度末年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額との合計額
第 5 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号	及び特定減額前退職手当基礎額	並びに特定減額前退職手当基礎額及び特定減額前退職手当基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度末年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 5 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号	退職手当基礎額に、	退職手当基礎額及び退職手当基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度末年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額との合計額に、
第 5 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前退職手当基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前退職手当基礎額を基礎として、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の調整額)

第5条の3 退職等となった者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）に属する日のあるすべての月から除算月を除いた期間（以下「対象期間」という。）のうち、当該退職期間に係る最後の月以前の直近60月の期間（対象期間が60月に満たない場合は、当該対象期間）の各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0

2 前項の教職員の区分は、その者の対象期間の各月ごとに、その者の対象期間に含まれる時期の別により別表第7アからオまでに定めるとおりとする。この場合において、そのものが同一の月において2以上の区分に該当していたときは、当該月において調整月額（第1項各号に定める額をいう。以下同じ。）が最も高い額となる区分に属していたものとする。

(自己都合退職者の退職手当の調整額)

第5条の4 前条の規定にかかわらず、その者の都合により退職した者（以下「自己都合退職者」という。）でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、これらの規定により計算した額の2分の1に相当する額とし、その勤続期間が9年以下のものに対しては退職手当の調整額は支給しない。

(退職手当の調整額の調整)

第5条の5 基礎在職期間中に降格したことがある場合又は研究科長等の役職に従事したことがある場合に、その者の職の職制上の段階、職務の級、その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して他の教職員との権衡上、退職手当の調整額を調整する必要があると理事長が認める教職員の退職手当の調整額については、その者の対象期間の各月ごとに当該各月にその者が属していた教職員の区分に応じて第5条の3第1項各号に定める調整月額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60に満たない場合は、当該各月の各月分の調整月額。）を合計した額とする。この場合において、調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の対象期間に係る最後の月に近い月に係るものを先順位とする。

第6条 削除

(退職手当の額の調整)

第7条 在職中勤務成績が特に不良な者又は職務上の義務に違反する行為があった者については、第2条の2の規定による退職手当は、次の各号に定める額に、減額して支給することができる。

- (1) 就業規則第 31 条第 1 号の規定により解雇（勤務成績不良による解雇）された者 第 2 条の 2 の規定により計算した額に、100 分の 20 から 100 分の 80 までの範囲内の割合を乗じて得た額
- (2) 職務上の義務に違反する行為があったことにより勸奨を受けて退職した者（既に退職等となった者で、在職期間中の行為について、その非違の内容及び程度に照らして退職を勸奨すべきものに相当すると理事長から認定を受けたものを含む。）の退職手当の額 第 3 条から第 5 条の 2 の 3 までの規定により計算した額に、100 分の 10 から 100 分の 80 までの範囲内の割合を乗じて得た額とし、第 5 条の 3 から第 5 条の 5 までの規定による退職手当の調整額については、0 とする。
- (3) 勤務成績が不良な者又は職務上の義務に違反する行為があった者で理事長の定めるもの（既に退職等となった者で、これに相当すると理事長が認定したものを含む。）の退職手当の額 第 2 条の 2 の規定により計算した額に 100 分の 20 から 100 分の 90 までの範囲内の割合を乗じて得た額

第 8 条 在職中勤務成績が優秀な者等特別の考慮を払う必要があると認められる者については、この規程に定める退職手当に、理事長の定める基準により、なお増額して支給することができる。

第 3 章 勤続期間の計算

（勤続期間の計算）

第 9 条 退職手当の基本額の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間は、日をもって計算する。
- 3 教職員が退職した場合（第 18 条若しくは第 19 条第 1 項の規定により退職手当の全部が支給されないこととなった場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。
- 4 第 1 項から前項までの規定により計算した勤続期間に 1 年未満の端数がある場合には、6 月未満の端数は切り捨て、6 月以上の端数は 1 年に切り上げる。

（在職期間からの除算）

第 10 条 前条の規定による在職期間のうちに、次の各号に掲げる期間があったときは、その期間の日数の 2 分の 1（第 3 号及び第 5 号に掲げるものについては 3 分の 1）に相当する日数（1 日未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）を前条の規定により計算した在職期間から除算する。

- (1) 休職（研究休職、出向休職及び専従休職を除く。）の期間
- (2) 停職（理事長が定める事由によるものを除く。）の期間
- (3) 育児休業を取得している期間（当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。）
- (4) 育児休業を取得している期間（前号に掲げるもの以外）
- (5) 育児短時間勤務をしている期間
- (6) 自己啓発等休業の期間

(7) 長期欠勤等の期間

- 2 前条の規定による在職期間のうちに、専従休職の期間があったときは、その期間の日数を前条の規定により計算した在職期間から除算する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、自己啓発等休業の場合において次の各号のいずれかに該当する場合については、その期間の日数を前条の規定により計算した在職期間から除算する。
 - (1) 旧自己啓発等休業規程第7条及び旧病院自己啓発等休業規程第7条の規定の適用をうけて自己啓発等休業が終了となった場合（傷病その他やむを得ない事由により終了した場合を除く。）
 - (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として就業規則第53条及び病院就業規則第50条の懲戒処分を受けた場合
 - (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した教職員及び病院職員としての在職期間（次条の規定により教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に、次の各号に定める事由以外の事由により退職した場合
 - ア 業務上の傷病による退職又は死亡
 - イ 定年に達したこと
 - ウ 就業規則第4条第2項及び病院就業規則第4条第2項に基づき任期を付して雇用された者について当該任期が満了したこと
- 4 前項第3号の教職員及び病院職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - (1) 休職（出向休職を除く。）の期間
 - (2) 停職の期間
 - (3) 育児休業を取得している期間
 - (4) 自己啓発等休業の期間
- 5 前4項の規定は、出向休職中の教職員に出向先において第1項各号に掲げるもの又は専従休職に相当する期間がある場合に準用する。

（在職期間の通算）

- 第11条 次の各号に該当する場合については、引き続いた在職期間のうち各号に定める期間を、第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- (1) 本法人の教職員が、就業規則第18条の転籍出向の規定により他法人等の役職員となり、本法人の教職員に復職した場合
先の本法人の教職員の期間、当該他法人等の役職員の期間、及びこの条若しくは第13条の規定により先の本法人の教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
 - (2) 地独法第59条第2項の規定により大阪市の職員から引き続き本法人の教職員となった場合
大阪市の職員の期間及び職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）により大阪市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
 - (3) 大阪市と本法人の間での相互了承の下に行われる人事交流等により大阪市の職員から引き続き本法人の教職員となった場合
大阪市の職員の期間及び職員の退職手当に関する条例により大阪市の職員としての

引き続いた在職期間とみなされる期間

- (4) 地独法第 113 条の規定により合併前の公立大学法人大阪市立大学（以下「旧市大法人」という。）の教職員から引き続き本法人の教職員となった場合

旧市大法人の教職員の期間並びに合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程及び合併前の大阪市立大学医学部附属病院職員退職手当規程により旧市大法人の教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間

- (5) その他理事長が特に必要と認める場合

理事長が認める期間

- 2 次の各号に該当する場合については、引き続いた在職期間のうち各号に定める期間を、第 9 条第 1 項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、各号に掲げる他法人等のうち、通算規程（当該他法人等の退職手当に関する規程において、本法人の教職員から引き続き当該他法人等の役職員となった者について、本法人の在職期間を当該他法人等の役職員としての在職期間とみなすものをいう。）を有する場合に限るものとする。

- (1) 他大学等の教員等から引き続き本法人の教員となった場合

当該他大学等の教員等の期間及び当該他大学等の退職手当に関する規程により当該他大学等の教員等として引き続いた在職期間とみなされる期間

- (2) 国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）である者から引き続き本法人の教員となった場合

当該公務員の期間及び国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）又は当該地方公共団体の退職手当に関する条例により公務員として引き続いた在職期間とみなされる期間

- (3) 他法人と本法人の間での相互了承の下に行われる人事交流により、他法人の役職員から引き続き本法人の教職員となった場合

当該他法人の役職員の期間及び当該他法人等の退職手当に関する規程により当該他法人の役職員として引き続いた在職期間とみなされる期間

- 3 前 2 項の規定により第 9 条第 1 項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなされた他法人等の役職員の期間の計算については、第 9 条及び第 10 条の規定を準用する。

- 4 第 1 項の規定により第 9 条第 1 項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなされた他法人等の役職員の期間において、他法人等の役職員としての業務上の負傷により、業務に堪えずに退職し又は死亡した者については、第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる業務上の傷病又は死亡により退職した者であるとみなす。

（既受給者の退職手当の通算の取扱い）

第 12 条 前条の適用を受ける教職員が、前条の規定により第 9 条第 1 項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなされた他法人等の役職員の期間の全部又は一部について、既に他法人等の役職員としての退職手当を受けているときは、前条にかかわらず、当該他法人等の役職員としての退職手当の基本額の計算の基礎となった在職期間は、第 9 条第 1 項の在職期間には含まないものとする。

- 2 前項の適用を受ける者（以下「既受給者」という。）のうち、特別の事情があると理事長が認める場合は、第 1 号に定める率から第 2 号に定める率を差し引いて得た支給率を、退

職手当基礎額（前項の規定の適用がないものとした場合に当該既受給者が第5条の2の3の規定の適用を受けることとなるときにあっては、同条の規定により読み替えて適用される第4条の2及び第5条に規定する合計額）に乗じて計算して得た額を退職手当の基本額とすることができる。

(1) 仮定通算退職手当支給率 既受給者が、第11条の適用があった場合の退職手当の基本額の計算の基礎となる支給率

(2) みなし受給支給率 既受給者が、他法人等を退職した際に受けることとなった退職手当の基本額の計算の基礎となった勤続期間を本法人の在職期間とみなした場合の退職手当の基本額の計算の基礎となる支給率

3 既受給者の基礎在職期間中に、給料の月額等の減額改定以外の理由によりその者の給料の月額等の減額がされたことがある場合において、特定減額前退職手当基礎額が退職手当基礎額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とすることができる。

(1) 特定減額前退職手当基礎額（第1項の規定の適用がないものとした場合に当該既受給者が第5条の2の3の規定の適用を受けることとなるときにあっては、同条の規定により読み替えて適用される第5条の2の2第1項第1号に規定する合計額）に、アに掲げる支給率からイに掲げる支給率を控除した支給率を乗じて得た額

ア 既受給者が特定減額前退職手当基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の計算の基礎となる支給率

イ 前項第2号に掲げる支給率

(2) 退職手当基礎額（第1項の規定の適用がないものとした場合に当該既受給者が第5条の2の3の規定の適用を受けることとなるときにあっては、同条の規定により読み替えて適用される第5条の2の2第1項第2号に規定する合計額）に、前項第1号に掲げる支給率から前号アに掲げる支給率を控除した支給率を乗じて得た額

（退職手当の調整額の対象期間の計算）

第12条の2 第5条の3第1項の除算月とは、次の各号に掲げる期間（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職期間等」という。）のうち、当該期間中の退職者が属していた教職員及び病院職員の区分が同一の月ごとにそれぞれ最初の月から順次数えてその月数の2分の1（第3号及び第5号に掲げるものについては3分の1）に相当する数（当該相当する数に端数があるときはこれを切り上げた数）になるまでにある月をいう。

(1) 休職（研究休職、出向休職及び専従休職を除く。）の期間

(2) 停職（理事長が定める事由によるものを除く。）の期間

(3) 育児休業を取得している期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）

(4) 育児休業を取得している期間（前号に掲げるもの以外）

(5) 育児短時間勤務をしている期間

- (6) 自己啓発等休業の期間
 - (7) 長期欠勤等の期間
- 2 前項の規定にかかわらず、休職の期間のうち専従休職の期間があったときは、当該期間の月数（当該月数に端数があるときはこれを切り上げた数。）を除算月とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、自己啓発等休業の場合において次の各号のいずれかに該当する場合については、当該自己啓発等休業の期間の月数（当該月数に端数があるときはこれを切り上げた数）を除算月とする。
 - (1) 旧自己啓発等休業規程第7条及び旧病院自己啓発等休業規程第7条の規定の適用をうけて自己啓発等休業が終了となった場合（傷病その他やむを得ない事由により終了した場合を除く。）
 - (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として就業規則第53条及び病院就業規則第50条の懲戒処分を受けた場合
 - (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した教職員及び病院職員としての在職期間（次条の規定により教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に、次の各号に定める事由以外の事由により退職した場合
 - ア 業務上の傷病による退職又は死亡
 - イ 定年に達したこと
 - ウ 就業規則第4条第2項及び病院就業規則第4条第2項に基づき任期を付して雇用された者について当該任期が満了したこと
 - 4 前項第3号の教職員及び病院職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - (1) 休職（出向休職を除く。）の期間
 - (2) 停職の期間
 - (3) 育児休業を取得している期間
 - (4) 自己啓発等休業の期間
 - 5 前4項の規定は、出向休職中の教職員に出向先において前項各号に相当する期間がある場合及び第5条の2の2第2項第2号に掲げる期間がある場合について当該期間中に他法人等において前項各号に相当する期間がある場合について準用する。
- （通算期間を有する教職員の取扱い）**
- 第12条の3 対象期間に第5条の2の2第2項第2号に掲げる期間（以下「通算期間」という。）が含まれる場合における第5条の3の適用については、次の各号に定める職務に従事していたものとみなす。
- (1) 第11条第1項第1号に該当する場合 就業規則第18条の転籍出向の規定により他法人等の役職員となる直前に本法人において従事していた職務
 - (2) 第11条第1項第2号又は第3号に該当する場合 大阪市において従事していた職務に相当する本法人における職務
 - (3) 第11条第1項第4号に該当する場合 旧市大法人の教職員として従事していた職務に相当する本法人における職務
 - (4) 第11条第2項第1号に該当する場合 他大学等の教員等として従事していた職務

に相当する本法人における職務

- (5) 前3号以外の場合 当該通算期間に連続する教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務を基本に理事長が定める職務

第13条 削除

(退職手当の支給制限)

第14条 次の各号に掲げる場合については、退職手当を支給しない。

- (1) 教職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となった場合
- (2) 本法人の教職員が、就業規則第18条の転籍出向の規定により他法人等の役職員となるために退職した場合
- (3) 前号に定めるほか、教職員が、他法人等の役職員となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が、他法人等における退職手当に関する規程において、当該他法人の役職員としての勤続期間に通算される定めがある場合
- (4) 大阪市立大学クロスアポイントメント制度に関する規程第2条第1項第2号の規定に基づき教職員となった者がクロスアポイントメント制度の適用の終了に伴って退職した場合

第4章 退職手当の支給

(退職手当の支払)

第15条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 第2条の2の規定による退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(死亡による退職の場合の退職手当の支給)

第16条 死亡による退職の場合は、次に掲げる教職員の遺族（以下「遺族」という。）に対して、退職手当を支給する。

- (1) 配偶者（届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等

分して支給する。この場合、同項に規定する遺族が受けるべき退職手当の合計額を、当該遺族が委任した代表者に対して支給する。

- 4 第1項各号に掲げる遺族がない場合には、当該教職員の葬祭を行なった者を遺族とみなして、当該教職員の遺族に支給されるべき退職手当の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その額が20万円をこえるときは、20万円とする。

(遺族からの排除)

第17条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第5章 退職手当の支給制限等

(懲戒解雇等の場合の支給制限)

第18条 退職等となった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等となった者（当該退職等となった者が死亡したときは、その相続人（包括受遺者を含む。以下本章中において同じ。））。以下本章中において同じ。）に対しては、原則として退職手当を支給しない。ただし、当該退職等となった者が占めていた職の職務及び責任、当該退職等となった者の勤務の状況、当該退職等となった者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職等となった者の言動、当該非違が本法人の業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が本法人に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、退職手当の一部を支給することができる。

- (1) 就業規則第53条第5号の規定により懲戒解雇された者
- (2) 就業規則第31条第5号の規定により解雇された者

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 退職等となった者に対し、未だ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等となった者に対しては、退職手当を支給しない。ただし、前条各号に規定する退職等となった場合の退職手当の額との権衡を勘案して、退職手当の一部を支給することができる。

- (1) 当該退職等となった者が、刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し、当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき
- (2) 当該退職等となった者について、当該退職後に当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為（在職期間中の教職員及び病院職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたと理事長が認定したとき

- 2 死亡により退職等となった者の遺族（当該遺族が死亡したときは、相続人を含む。以下本章中において同じ。）に対し、未だ退職手当等が支払われていない場合において、当該死亡により退職等となった者が前項第2号に該当するときは、当該遺族に対しては、原則として退職手当を支給しない。ただし、前条各号に規定する退職等となった場合の退職手当

の額との権衡を勘案して、退職手当の一部を支給することができる。

(退職手当の支払の差止め)

第20条 退職等となった者が次の各号のいずれかに該当するときは、未だ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、当該退職に係る退職手当の支払を差止める。

(1) 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職等となったとき

(2) 退職等となった者に対し、当該退職に係る退職手当が支払われるまでの間に、当該退職等となった者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき

2 退職等となった者に対し、未だ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の支払を差止めることができる。

(1) 当該退職等となった者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支払うことが本法人に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき

(2) 理事長が、当該退職等となった者について、当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間中に懲戒処分相当する行為（在職期間中の教職員及び病院職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき

3 死亡により退職等となった者の遺族に対し、未だ当該退職手当が支払われていない場合において、死亡により退職等となった者が前項各号に該当するときは、退職手当の支払を差止めることができる。

4 第1項又は第2項の規定による差止めを行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに退職手当を支払わなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、退職手当の支払が差止められることとなった者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他退職手当の支払をすることが差止めの目的に反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該退職手当の支払が差止められることとなった者について、当該差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該退職手当の支払が差止められることとなった者について、当該差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、前条第1項の規定による適用を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該退職手当の支払が差止められることとなった者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、前条第1項の規定の適用を受けることなく、当該退職手当の支払が差止められることの通知を受けた日から1年

- を経過した場合又は差止めの通知を受けることなく退職の日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による差止めを行った場合は、当該退職手当の支払が差止められることとなった者が前条第2項の規定の適用を受けることなく当該退職手当の支払が差止められることとの通知を受けた日から1年を経過した場合又は差止めの通知を受けることなく退職の日から1年を経過した場合は、速やかに当該退職手当の支払をしなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支払を差止める必要がなくなったものとして当該退職手当の支払をすることを妨げるものではない。

(退職等となった者からの退職手当の返納)

第21条 退職等となった者に対し、当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職等となった者に対し、第18条に規定する事情のほか、当該退職等となった者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 当該退職等となった者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられたとき
- (2) 当該退職等となった者について、当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為をしたと理事長が認定したとき

2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による返還請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

(遺族からの退職手当の返納)

第22条 死亡による退職等となった者の遺族に対し、当該退職に係る退職手当が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第18条に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(退職手当の受給者たる相続人からの退職手当の返納)

第23条 退職等となった者が、当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡し、その相続人に対して、当該退職に係る退職手当が支払われた後において、第21条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該相続人に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第18条に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納)

第24条 退職等となった者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者が当該退職の日から6月以内に前2条の規定による返還請求を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）においては、理事長は、当該退職手当の支払を受けた者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職等となった者が当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該

相続人に対し、当該退職等となった者が当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 退職等となった者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条の規定による返還請求を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職等となった者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職等となった者の相続人に対し、当該退職等となった者が当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び病院職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 3 退職等となった者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条の規定による返還請求を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職等となった者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職等となった者の相続人に対し、当該退職等となった者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 4 前各項の規定により請求する金額は、第18条に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による返還債務を相続する者又は遺贈を受ける者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の支払を受けた者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して定めるものとする。

第6章 雑則

（退職手当の額の端数計算）

第25条 退職手当の額に円位未満の端数が生じたときは、これを円位に切り上げる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 教職員が平成19年4月1日（以下「調整額切替日」という。）以後に退職等となった場合において、第1号に定める旧規程退職手当額が、第2号に定める新規規程退職手当額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(1) 旧規程退職手当額 その者が、当該退職等となった理由と同一の理由により、調整額切替日の前日に退職等となったものと仮定し、かつ、その者の調整額切替日の前日ま

での勤続期間並びに同日における退職手当基礎額及び年齢を基礎として、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程第3条から第5条までの規定の例により計算した退職手当の額

(2) 新規規程退職手当額 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程第2条の2から第5条の5までの規定により計算した退職手当の額

3 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程第11条の規定により教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間(以下「通算期間」という。)を有する教職員のうち、調整額切替日の前日が当該通算期間に含まれているものが、調整額切替日以降に退職等となった場合における退職手当についての前項の規定の適用については、同項第1号中「退職等となったものと仮定し」とあるのは「教職員として退職等となったものと仮定し」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「退職手当基礎額」とあるのは「通算期間の始めの日から引き続き本法人の教職員として在職していたものとみなした場合の退職手当基礎額を基準とし、他の教職員等の均衡を考慮して理事長が定める額」とする。

(経過措置)

4 平成20年3月31日に合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則第53条第1号に掲げる教職員(以下「管理職員」という。)であった者が、平成20年4月1日(以下「管理職員切替日」という。)以後に退職等となった場合において、第1号に定める旧規程退職手当額が、第2号に定める新規規程退職手当額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(1) 旧規程退職手当額 その者が、当該退職等となった理由と同一の理由により、管理職員切替日の前日に退職等となったものと仮定し、かつ、その者の管理職員切替日の前日までの勤続期間並びに同日における退職手当基礎額及び年齢を基礎として、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程第2条の2から第5条の5までの規定の例により算定した退職手当の額、又は、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程の一部を改正する規程(平成19年4月1日施行。以下「平成19年改正規程」という。)附則第2項及び第3項の規定により計算した退職手当の額のいずれか多い方の額

(2) 新規規程退職手当額 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当第2条の2から第5条の5までの規定により計算した退職手当の額

5 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程第11条の規定により教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間(以下「通算期間」という。)を有する管理職員のうち、管理職員切替日の前日が当該通算期間に含まれているものが、管理職員切替日以降に退職等となった場合における退職手当についての前項の規定の適用については、同項第1号中「退職等となったものと仮定し」とあるのは「教職員として退職等となったものと仮定し」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「退職手当基礎額」とあるのは「通算期間の始めの日から引き続き本法人の教職員として在職していたものとみなした場合の退職手当基礎額を基準とし、他の教職員等の均衡を考慮して理事長が定める額」とする。

(経過措置)

6 第5条の2の2第2項に規定する基礎在職期間の初日が平成25年1月31日以前である

者に対する同条第1項の規定の適用については、同項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間（平成19年4月1日以降の期間に限る。）」とする。

- 7 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成27年規程170号）による改正後の合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程の規定は、平成28年3月31日以後に本法人の役員となるために退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に本法人の役員となるために退職し、引き続き本法人の役員となった後、引き続き教職員となり、同日以後に教職員を退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

（施行の細目）

- 8 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第1

普通退職の場合の支給率（職員）

勤続年数 (年)	支給率
1	0.5022
2	1.0044
3	1.5066
4	2.0088
5	2.511
6	3.0132
7	3.5154
8	4.0176
9	4.5198
10	5.022
11	7.43256
12	8.16912
13	8.90568
14	9.64224
15	10.3788
16	12.88143
17	14.08671
18	15.29199
19	16.49727
20	19.6695
21	21.3435
22	23.0175
23	24.6915
24	26.3655
25	28.0395
26	29.3787
27	30.7179
28	32.0571
29	33.3963
30	34.7355
31	35.7399
32	36.7443
33	37.7487
34	38.7531
35	39.7575
36	40.7619
37	41.7663
38	42.7707
39	43.7751
40以上	44.7795

別表第2

普通退職の場合の支給率（教員）

勤続年数 (年)	支給率
1	0.5022
2	1.0044
3	1.5066
4	2.0088
5	2.511
6	3.0132
7	3.5154
8	4.0176
9	4.5198
10	5.022
11	7.43256
12	8.16912
13	8.90568
14	9.64224
15	10.3788
16	12.88143
17	14.08671
18	15.29199
19	16.49727
20	19.6695
21	21.3435
22	23.0175
23	24.6915
24	26.3655
25	28.0395
26	29.3787
27	30.7179
28	32.0571
29	33.3963
30	34.7355
31	35.7399
32	36.7443
33	37.7487
34	38.7531
35	39.7575
36	40.7619
37	41.7663
38	42.7707
39	43.7751
40	44.7795
41	45.7839
42	46.7883
43以上	47.709

別表第3

業務外の傷病による退職の場合の支給率（職員）

勤続年数 (年)	支給率
1	0.837
2	1.674
3	2.511
4	3.348
5	4.185
6	5.022
7	5.859
8	6.696
9	7.533
10	8.37
11	9.2907
12	10.2114
13	11.1321
14	12.0528
15	12.9735
16	14.3127
17	15.6519
18	16.9911
19	18.3303
20	19.6695
21	21.3435
22	23.0175
23	24.6915
24	26.3655
25	28.0395
26	29.3787
27	30.7179
28	32.0571
29	33.3963
30	34.7355
31	35.7399
32	36.7443
33	37.7487
34	38.7531
35	39.7575
36	40.7619
37	41.7663
38	42.7707
39	43.7751
40以上	44.7795

別表第4

業務外の傷病による退職の場合の支給率（教員）

勤続年数 (年)	支給率
1	0.837
2	1.674
3	2.511
4	3.348
5	4.185
6	5.022
7	5.859
8	6.696
9	7.533
10	8.37
11	9.2907
12	10.2114
13	11.1321
14	12.0528
15	12.9735
16	14.3127
17	15.6519
18	16.9911
19	18.3303
20	19.6695
21	21.3435
22	23.0175
23	24.6915
24	26.3655
25	28.0395
26	29.3787
27	30.7179
28	32.0571
29	33.3963
30	34.7355
31	35.7399
32	36.7443
33	37.7487
34	38.7531
35	39.7575
36	40.7619
37	41.7663
38	42.7707
39	43.7751
40	44.7795
41	45.7839
42	46.7883
43以上	47.709

別表第5

定年退職等の場合の支給率

勤続年数 (年)	支給率
1	0.837
2	1.674
3	2.511
4	3.348
5	4.185
6	5.022
7	5.859
8	6.696
9	7.533
10	8.37
11	11.613375
12	12.76425
13	13.915125
14	15.066
15	16.216875
16	17.36775
17	18.518625
18	19.6695
19	20.820375
20	21.97125
21	23.122125
22	24.273
23	25.423875
24	26.57475
25	27.725625
26	28.8765
27	30.027375
28	31.17825
29	32.329125
30	33.48
31	34.630875
32	35.78175
33	36.932625
34	38.0835
35以上	39.234375

別表第6

整理解雇による退職等の場合の支給率

勤続年数 (年)	支給率
1	1.2555
2	2.511
3	3.7665
4	5.022
5	6.2775
6	7.533
7	8.7885
8	10.044
9	11.2995
10	12.555
11	13.93605
12	15.3171
13	16.69815
14	18.0792
15	19.46025
16	20.8413
17	22.22235
18	23.6034
19	24.98445
20	26.3655
21	27.74655
22	29.1276
23	30.50865
24	31.8897
25	33.27075
26	34.77735
27	36.28395
28	37.79055
29	39.29715
30	40.80375
31	42.31035
32	43.81695
33	45.32355
34	46.83015
35以上	47.709

別表第7

ア 平成19年3月31日以前の基礎在職期間における教職員の区分

第1号区分		合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年4月1日施行）による改正前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「平成19年改正前給与規程」という。）第4条第1号に規定する一般職給料表(1)（以下「平成19年改正前一般職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者で職務の級が10級であったもの
第2号区分	(1)	平成19年改正前一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
	(2)	平成19年改正前給与規程第4条第3号に規定する教育職給料表（以下「平成19年改正前教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であり、平成19年改正前給与規程第13条第2項第1号又は第2号の規程の適用を受けていたもの
第3号区分	(1)	平成19年改正前一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級又は7級であったもの
	(2)	平成19年改正前教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	(3)	平成19年改正前給与規程第4条第4号に規定する医療職給料表(1)（以下「平成19年改正前医療職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
	(4)	平成19年改正前給与規程第4条第5号に規定する医療職給料表(2)（以下「平成19年改正前医療職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第4号区分		
第5号区分	(1)	平成19年改正前一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は5級であったもの
	(2)	平成19年改正前給与規程第4条第2号に規定する一般職給料表(2)（以下「平成19年改正前一般職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級又は7級であったもの
	(3)	平成19年改正前教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(4)	平成19年改正前医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は4級であったもの
	(5)	平成19年改正前医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は5級であったもの
第6号区分		平成19年改正前教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの

第7号区分	(1)	平成19年改正前一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	(2)	平成19年改正前一般職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
	(3)	平成19年改正前教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの(ただし、勤続25年以上である者に限る。)
	(4)	平成19年改正前医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(5)	平成19年改正前医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第8号区分		第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの基礎在職期間における教職員の区分

第1号区分	合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成20年4月1日施行）による改正前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「平成20年改正前給与規程」という。）第4条第1号に規定する一般職給料表(1)（以下「平成20年改正前一般職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者で職務の級が8級であったもの
第2号区分	(1) 平成20年改正前一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第3号に規定する教育職給料表（以下「教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であり、平成20年改正前給与規程第13条第2項第1号又は第2号の規程の適用を受けていたもの
第3号区分	(1) 平成20年改正前一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 平成20年改正前給与規程第4条第4号に規定する医療職給料表（以下「平成20年改正前医療職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 平成20年改正前給与規程第4条第5号アに規定する看護職給料表(1)（以下「平成20年改正前看護職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 平成20年改正前給与規程第4条第5号イに規定する看護職給料表(2)（以下「平成20年改正前看護職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第4号区分	(1) 平成20年改正前一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成20年改正前医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 平成20年改正前看護職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成20年改正前看護職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの

第5号区分	(1) 平成20年改正前一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	(2) 給与規程第4条第2号に規定する一般職給料表(2)（以下「一般職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
	(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(4) 平成20年改正前医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(5) 平成20年改正前看護職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(6) 平成20年改正前看護職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第6号区分	(1) 一般職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第7号区分	(1) 平成20年改正前一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(2) 一般職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの（ただし、勤続25年以上である者に限る。）
	(4) 平成20年改正前医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(5) 平成20年改正前看護職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(6) 平成20年改正前看護職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

ウ 平成20年4月1日以降平成25年1月31日までの基礎在職期間における教職員の区分

第1号区分	合併前の公立大学法人大阪市立大学管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第9条の規定の適用を受ける者のうち、理事長が指定する職にあったもの
第2号区分	(1) 管理職員給与規程別表第1に定める上級管理職であったもの
	(2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程第4条第3号に規定する教育職給料表（以下「教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であり、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年4月1日施行）による改正前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程第13条第2項第1号の規程の適用を受けていたもの
第3号区分	(1) 管理職員給与規程別表第1に定める一般管理職Ⅱ、医療管理職Ⅱ又は看護管理職Ⅱであったもの
	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第4号区分	(1) 管理職員給与規程別表第1に定める一般管理職Ⅰ、医療管理職Ⅰ又は看護管理職Ⅰであったもの
	(2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成20年4月1日施行）附則別表の給料表の適用を受けていたもの
第5号区分	(1) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第1号に規定する一般職給料表(1)（以下「一般職給料表(1)」という。）でその属する職務の級が4級であったもの
	(2) 給与規程第4条第2号に規定する一般職給料表(2)（以下「一般職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
	(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(4) 給与規程第4条第4号に規定する医療職給料表（以下「医療職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(5) 給与規程第4条第5号アに規定する看護職給料表(1)（以下「看護職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(6) 給与規程第4条第5号イに規定する看護職給料表(2)（以下「看護職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

第6号区分	(1) 一般職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第7号区分	(1) 一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(2) 一般職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの(ただし、勤続25年以上である者に限る。)
	(4) 医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(5) 看護職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(6) 看護職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

エ 平成 25 年 2 月 1 日以降平成 27 年 3 月 31 日までの基礎在職期間における教職員の区分

第 1 号区分	合併前の公立大学法人大阪市立大学管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第 9 条の 2 の規定の適用を受ける者のうち、理事長が指定する職にあったもの
第 2 号区分	<p>(1) 管理職員給与規程別表第 1 に定める上級管理職であったもの</p> <p>(2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 4 条第 3 号に規定する教育職給料表（以下「教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であり、給与規程第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規程の適用を受けていたもの（ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前の勤続期間においては、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成 26 年 4 月 1 日施行）による改正前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程第 13 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受けていたもの）</p>
第 3 号区分	<p>(1) 管理職員給与規程別表第 1 に定める一般管理職Ⅱ、医療管理職Ⅱ又は看護管理職Ⅱであったもの</p> <p>(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p>
第 4 号区分	<p>(1) 管理職員給与規程別表第 1 に定める一般管理職Ⅰ、医療管理職Ⅰ又は看護管理職Ⅰであったもの</p> <p>(2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成 20 年 4 月 1 日施行）附則別表の給料表の適用を受けていたもの</p>
第 5 号区分	<p>(1) 給与規程第 4 条第 1 号に規定する一般職給料表(1)（以下「一般職給料表(1)」という。）でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（以下「基準規程」という。）別表第 1 に規定する技能統括主任であったもの</p> <p>(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(4) 給与規程第 4 条第 4 号に規定する医療職給料表（以下「医療職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(5) 給与規程第 4 条第 5 号アに規定する看護職給料表(1)（以下「看護職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(6) 給与規程第 4 条第 5 号イに規定する看護職給料表(2)（以下「看護職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p>

第6号区分	(1) 基準規程別表第1に規定する部門監理主任であったもの
	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第7号区分	(1) 一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(2) 一般職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの(ただし、勤続25年以上である者に限る。)
	(4) 医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(5) 看護職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(6) 看護職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

オ 平成 27 年 4 月 1 日以降平成 30 年 3 月 31 日までの基礎在職期間における教職員の区分

第 1 号区分	合併前の公立大学法人大阪市立大学管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第 9 条の 2 の規定の適用を受ける者のうち、理事長が指定する職にあったもの又は大阪市立大学医学部附属病院管理職員給与規程（以下「病院管理職員給与規程」という。）第 10 条の規定の適用を受ける者のうち、理事長が指定する職にあったもの
第 2 号区分	(1) 管理職員給与規程別表第 1 に定める上級管理職であったもの又は病院管理職員給与規程別表第 1 に定める上級管理職であったもの (2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 4 条第 3 号に規定する教育職給料表（以下「教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であり、給与規程第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規程の適用を受けていたもの（ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前の勤続期間においては、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成 26 年 4 月 1 日施行）による改正前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程第 13 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受けていたもの）
第 3 号区分	(1) 管理職員給与規程別表第 1 に定める一般管理職Ⅱ若しくは医療管理職Ⅱ又は病院管理職員給与規程別表第 1 に定める一般管理職Ⅱ、医療管理職Ⅱ若しくは看護管理職Ⅱであったもの (2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
第 4 号区分	(1) 管理職員給与規程別表第 1 に定める一般管理職Ⅰ若しくは医療管理職Ⅰであったもの又は病院管理職員給与規程別表第 1 に定める一般管理職Ⅰ、医療管理職Ⅰ若しくは看護管理職Ⅰであったもの (2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成 20 年 4 月 1 日施行）附則別表の給料表の適用を受けていたもの
第 5 号区分	(1) 給与規程第 4 条第 1 号に規定する一般職給料表(1)又は大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「病院給与規程」という。）第 4 条第 1 号に規定する一般職給料表(1)（以下「一般職給料表(1)」という。）でその属する職務の級が 4 級であったもの (2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「基準規程」という。）別表第 1 又は大阪市立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「病院基準規程」という。）別表第 1 に規定する技能統括主任であったもの (3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (4) 給与規程第 4 条第 4 号に規定する医療職給料表又は病院給与規程第 4 条第 3 号に規定する医療職給料表（以下「医療職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (5) 給与規程第 4 条第 5 号アに規定する看護職給料表(1)又は病院給与規程第 4 条第 4 号アに規定する看護職給料表(1)（以下「看護職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (6) 給与規程第 4 条第 5 号イに規定する看護職給料表(2)又は病院給与規程第 4 条第 4 号イに規定する看護職給料表(2)（以下「看護職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの

第6号区分	(1) 基準規程別表第1又は病院基準規程別表第1に規定する部門監理主任であったもの
	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第7号区分	(1) 一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(2) 一般職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの(ただし、勤続25年以上である者に限る。)
	(4) 医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(5) 看護職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(6) 看護職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

カ 平成30年4月1日以降平成31年3月31日までの基礎在職期間における教職員の区分

第1号区分	合併前の公立大学法人大阪市立大学管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第9条の2の規定の適用を受ける者のうち、理事長が指定する職にあったもの又は大阪市立大学医学部附属病院管理職員給与規程（以下「病院管理職員給与規程」という。）第10条の規定の適用を受ける者のうち、理事長が指定する職にあったもの
第2号区分	<p>(1) 管理職員給与規程別表第1に定める上級管理職であったもの又は病院管理職員給与規程別表第1に定める上級管理職であったもの</p> <p>(2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第3号に規定する教育職給料表（以下「教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であり、給与規程第13条第2項第1号及び第2号の規程の適用を受けていたもの（ただし、平成26年3月31日以前の勤続期間においては、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年4月1日施行）による改正前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程第13条第2項第1号の規定の適用を受けていたもの）</p> <p>(3) 年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であり、給与規程第13条第2項第1号及び第2号の規程の適用を受けていたもの</p>
第3号区分	<p>(1) 管理職員給与規程別表第1に定める一般管理職Ⅱ若しくは医療管理職Ⅱ又は病院管理職員給与規程別表第1に定める一般管理職Ⅱ、医療管理職Ⅱ若しくは看護管理職Ⅱであったもの</p> <p>(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第4号区分	<p>(1) 管理職員給与規程別表第1に定める一般管理職Ⅰ若しくは医療管理職Ⅰであったもの又は病院管理職員給与規程別表第1に定める一般管理職Ⅰ、医療管理職Ⅰ若しくは看護管理職Ⅰであったもの</p> <p>(2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成20年4月1日施行）附則別表の給料表の適用を受けていたもの</p>
第5号区分	<p>(1) 給与規程第4条第1号に規定する一般職給料表(1)又は大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「病院給与規程」という。）第4条第1号に規定する一般職給料表(1)（以下「一般職給料表(1)」という。）でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「基準規程」という。）別表第1又は大阪市立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「病院基準規程」という。）別表第1に規定する技能統括主任であったもの</p> <p>(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 給与規程第4条第4号に規定する医療職給料表又は病院給与規程第4条第3号に規定する医療職給料表（以下「医療職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 給与規程第4条第5号アに規定する看護職給料表(1)又は病院給与規程第4条第4号アに規定する看護職給料表(1)（以下「看護職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(7) 給与規程第4条第5号イに規定する看護職給料表(2)又は病院給与規程第4条第4号イに規定する看護職給料表(2)（以下「看護職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>

第6号区分	(1) 基準規程別表第1又は病院基準規程別表第1に規定する部門監理主任であったもの
	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(3) 年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第7号区分	(1) 一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(2) 一般職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの(ただし、勤続25年以上である者に限る。)
	(4) 年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの(ただし、勤続25年以上である者に限る。)
	(5) 医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(6) 看護職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(7) 看護職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

キ 平成 31 年 4 月 1 日以降の基礎在職期間における教職員の区分

第 1 号区分	(旧) 公立大学法人大阪市立大学管理職員等給与規程 (以下「管理職員等給与規程」という。) 第 9 条の 2 の規定の適用を受ける者のうち、理事長が指定する職にあったもの又は大阪市立大学医学部附属病院管理職員給与規程 (以下「病院管理職員給与規程」という。) 第 10 条の規定の適用を受ける者のうち、理事長が指定する職にあったもの
第 2 号区分	(1) 管理職員等給与規程別表第 1 に定める上級管理職であったもの又は病院管理職員給与規程別表第 1 に定める上級管理職であったもの (2) (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程 (以下「給与規程」という。) 第 4 条第 3 号に規定する教育職給料表 (以下「教育職給料表」という。) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であり、給与規程第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規程の適用を受けていたもの (ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前の勤続期間においては、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程 (平成 26 年 4 月 1 日施行) による改正前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程第 13 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受けていたもの) (3) (旧) 公立大学法人大阪市立大学年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であり、給与規程第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規程の適用を受けていたもの
第 3 号区分	(1) 管理職員等給与規程別表第 1 に定める一般管理職 II 若しくは医療管理職 II 又は病院管理職員給与規程別表第 1 に定める一般管理職 II、医療管理職 II 若しくは看護管理職 II であったもの (2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (3) 年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
第 4 号区分	(1) 管理職員給与規程別表第 1 に定める一般管理職 I 若しくは医療管理職 I であったもの又は病院管理職員給与規程別表第 1 に定める一般管理職 I、医療管理職 I 若しくは看護管理職 I であったもの (2) 合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程の一部を改正する規程 (平成 20 年 4 月 1 日施行) 附則別表の給料表の適用を受けていたもの
第 5 号区分	(1) 給与規程第 4 条第 1 号に規定する一般職給料表 (1) 又は大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程 (以下「病院給与規程」という。) 第 4 条第 1 号に規定する一般職給料表 (1) (以下「一般職給料表 (1)」という。) でその属する職務の級が 4 級であったもの (2) (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程 (以下「基準規程」という。) 別表第 1 又は大阪市立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程 (以下「病院基準規程」という。) 別表第 1 に規定する技能統括主任であったもの (3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (4) 年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (5) 給与規程第 4 条第 4 号に規定する医療職給料表又は病院給与規程第 4 条第 3 号に規定する医療職給料表 (以下「医療職給料表」という。) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (6) 給与規程第 4 条第 5 号アに規定する看護職給料表 (1) 又は病院給与規程第 4 条第 4 号アに規定する看護職給料表 (1) (以下「看護職給料表 (1)」という。) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (7) 給与規程第 4 条第 5 号イに規定する看護職給料表 (2) 又は病院給与規程第 4 条第 4 号イに規定する看護職給料表 (2) (以下「看護職給料表 (2)」という。) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの

第6号区分	(1) 基準規程別表第1又は病院基準規程別表第1に規定する部門監理主任であったもの
	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(3) 年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第7号区分	(1) 一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(2) 一般職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの(ただし、勤続25年以上である者に限る。)
	(4) 年俸制教員給与規程の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの(ただし、勤続25年以上である者に限る。)
	(5) 医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(6) 看護職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(7) 看護職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者